行政の お得な 制度を うまく活用しましょう！！

知らないと損しちゃう！

１．一般教育訓練給付制度

窓口：管轄のハローワーク（公共職業安定所）

(1)概要：

下記対象者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部（受講料の２０％）を講座修了後にハローワークから支給される雇用保険の制度です。

(2)対象者：

① 雇用保険に入っている方

被保険者期間が通算３年以上の方。初めて給付を受ける方は１年以上でも可。

② 以前に雇用保険に入っていた方

一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）から受講開始日までが１年以内であり、かつ支給要件期間が３年以上ある方。初めて給付を受ける方は１年以上でも可。

※受講開始日に満６６歳になっている方は本制度の対象となりません。

※雇用保険の一般被保険者でなくなった日から１年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により教育訓練を受けることが出来ない旨を公共職業安定所長に申し出た場合には、１年に当該理由により教育訓練を受けることが出来ない日数を加えた期間（４年を限度）内に教育訓練を受講開始した場合も教育訓練給付金の支給対象になります。（教育訓練給付適用対象期間延長申請書の提出が必要）

（注意：本給付制度を利用する場合、受講料のお振込みはご本人様名義に限ります。）

(3)対象となる講座：

教育訓練給付の対象となる講座は、当校のように厚生労働大臣の指定を受けていることが必要です。

カイゴジョブアカデミーの介護職員初任者研修・実務者研修は、
全エリア（関東/関西）の全講座が教育訓練給付の対象です。

手続き方法

① 希望される方は、 各講座のお申し込みされる際に 「教育訓練給付金制度を利用する」にチェックをして、ＦＡＸまたは郵送でお送りください。お電話でのお申し込み時は口頭でお伝えください。
（開講前に、ご自身が制度の対象者であるかどうかをお住まいの地域を管轄するハローワーク（公共職業安定所）にてご確認いただくことができます。ハローワークに備え付けの「支給要件照会票」に必要事項をご記入の上（要印鑑）、ご提出ください。）

② お申し込みの受付後、カイゴジョブアカデミー より「受講確認書」をお送りいたしますので、ご受講料をお振込みください。その際、必ず受講されるご本人様の名義でお願いいたします。

③ 講座修了後、支給申請用紙一式と関係書類をお送りいたしますので、修了証明書に記載の修了日より１カ月以内にハローワークにてお手続きください。

カイゴジョブ アカデミー

2．ひとり親家庭自立支援給付事業

窓口：各都道府県・市・福祉事務所設置町村（以下、「都道府県等」といいます。）

(1)概要：

ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の６０％が支給されます。

支給については、受講前に都道府県等から講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にお住まいの市（町村在住の方は都道府県）にご相談下さい。

(2)対象者：

ひとり親家庭の母又は父であって、現に児童（20 歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方
①児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
②雇用保険法による教育訓練給付(裏面参照)の受給資格を有していないこと
③就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること

(3)対象となる講座：

雇用保険制度の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座（裏面参照）、その他、上記に準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座

手続き方法

上記記載の窓口にお問い合わせの上、お手続きください。ほとんどの方が市役所、福祉事務所、もしくは保健福祉センターになると思われます。ただし、制度を設けていない都道府県等に居住されている場合は、支給の対象となりませんのでご注意下さい。また、受講申込前に手続きが必要なケースがほとんどですので、ご利用をお考えの方は早目に窓口に事前相談しましょう！！

本制度に関するお問い合わせは

カイゴジョブアカデミー
└関東： 0120-90-1144
└関西：06-6455-1781

支給の対象になるかの最終判断はハローワークもしくは都道府県等になりますのでご了承ください。

カイゴジョブ アカデミー